

秋田県湯沢市

かわつら

川連漆器製品普及拡大支援補助金

補助金申請の手引き

補助金制度について

秋田県湯沢市は、宿泊施設または飲食店を営む事業者の皆様を対象に、国の伝統的工芸品「川連漆器」の産地湯沢市川連の川連漆器製品購入費について補助金を交付します。

また、「湯沢の地酒で乾杯セット」を飲食メニューとして提供していただいた場合、5万円を追加で補助します。

補助を受けた事業者の皆様は、「秋田県湯沢市の川連漆器を使用しています」と情報発信をしていただくことで、川連漆器製品の利用促進と認知度の向上を図ります。

「川連漆器（かわつらしっき）」とは

秋田県湯沢市の川連地区を中心に生産されている漆器製品で、堅牢な下地処理による丈夫さを持ち、お椀や重箱など、普段使いのうつわとして古くから暮らしの必需品として使われています。およそ800年の歴史を持つといわれており、国の伝統的工芸品に指定されています。



「湯沢の地酒で乾杯セット」とは

川連漆器製品（お椀やぐい呑み等）をうつわとして使い、稲庭うどん、いぶりがっこ（燻製たくあん）、お酒の三点で構成した乾杯用の飲食メニューです。すべて、湯沢市内で製造されたものを使用します。



1. 補助対象事業者

日本国内に本拠を置く法人または個人で、宿泊施設または飲食店を営む事業者が対象となります。

※ただし、次に該当する事業者は対象外となります。

- (1) 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 暴力団の構成員又は暴力団に関りを持つ事業者
- (3) 市区町村民税を滞納している事業者

2. 補助対象経費

宿泊施設または飲食店の事業用に購入した川連漆器製品の購入費。

※購入費の総額が税抜5万円未満の場合は、対象外となります。

※消費税及び地方消費税並びに運搬、設置等に係る諸経費は除きます。

3. 補助金額

川連漆器製品購入費の総額の2分の1の額（上限50万円、1,000円未満切捨て）とします。

購入した漆器製品（お椀やぐい呑み）を使用し、「湯沢の地酒で乾杯セット」を提供する場合は、上記の補助金額に5万円を上乗せして交付します。

計算例

- (1) 川連漆器製品購入費の総額が65万5,000円の場合
 $655,000 \times 1 / 2 = 327,500$ 円
1,000円未満切捨てにより、補助金額は327,000円
- (2) 川連漆器製品購入費の総額が300万円の場合
 $3,000,000 \times 1 / 2 = 1,500,000$ 円
50万円の上限額を超えるため、補助金額は500,000円
- (3) 川連漆器製品購入費の総額が200万円、「湯沢の地酒で乾杯セット」を提供する場合
 $2,000,000 \times 1 / 2 = 1,000,000$ 円
50万円の上限額を超えるため、補助上限金額は500,000円
この金額に5万円を上乗せし、補助金額は550,000円

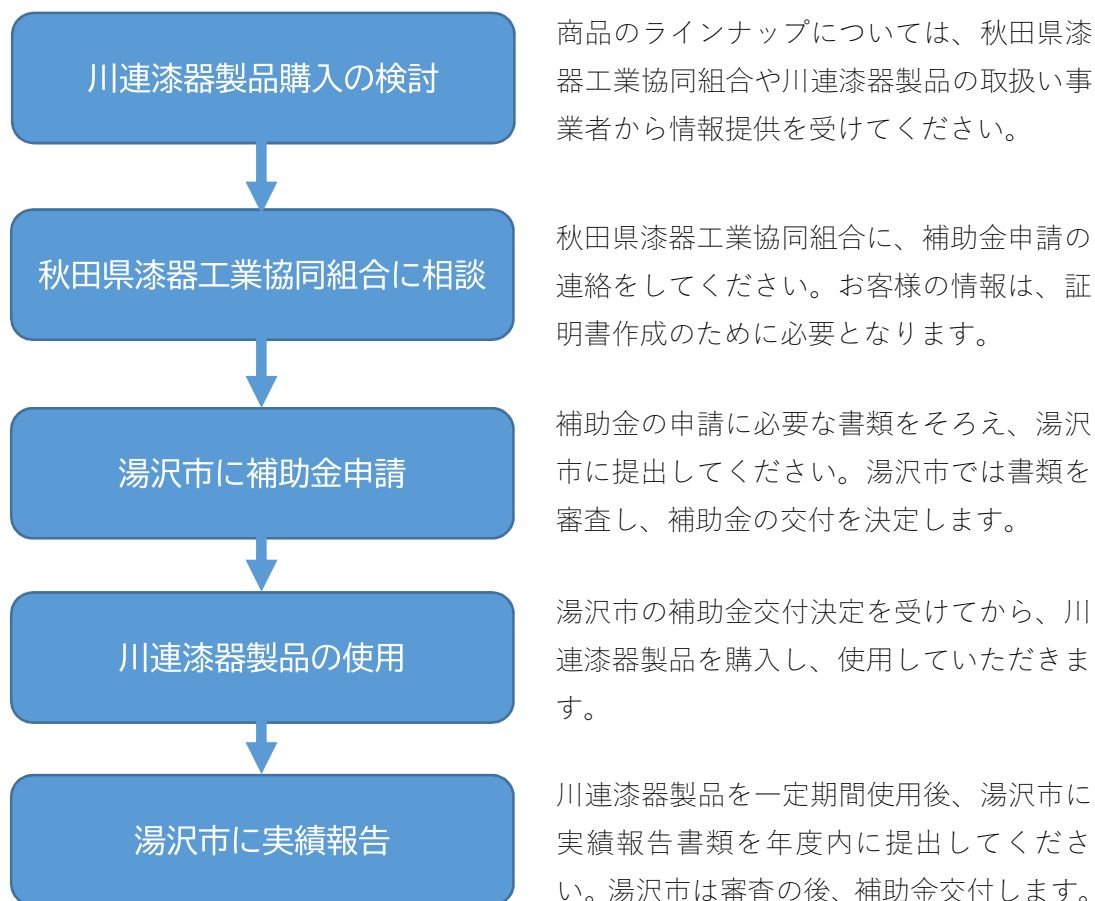
4. 補助金交付の条件

補助金の交付には条件があります。下記の項目について御理解をいただいた上で、申請を御検討ください。

- (1) 購入した川連漆器製品は、購入後3年以上使用していただきます。
- (2) 購入した川連漆器製品の一部または全てが3年以内に壊れたり、紛失したりして使用不能になったときは、その旨を湯沢市に連絡していただきます。
- (3) 補助金交付の翌年度から5年間、補助金の交付に関する書類、会計帳簿、通帳等を保存していただきます。
- (4) 川連漆器製品の使用を始めたときは、「当店では秋田県湯沢市の川連漆器を使用しています」といった内容を、補助対象施設の店頭表示や広報宣伝媒体などで公表し、公表した内容を湯沢市に情報提供していただきます。
- (5) 湯沢市や秋田県漆器工業協同組合は、川連漆器製品の普及促進のため、申請者から許可をいただいた上で、店舗の名称や所在地、購入した川連漆器製品の内容などをホームページ等で公開する場合があります。

5. 補助金交付の手続きについて

補助金交付は次の手順により手続きしていただきます。



6. 補助金の申請書類

申請書類(1)と(2)は、湯沢市のホームページからダウンロードできます。必要事項を記入の上、(3)～(7)の添付書類を添付し提出してください。

- (1) 川連漆器製品普及拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 川連漆器製品普及拡大支援補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 購入を予定している川連漆器製品の見積書の写し
- (4) 購入を予定している商品が川連漆器製品であることの証明書（原本）

※川連漆器の産地組合（伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する特定製造協同組合に該当します。）である、秋田県漆器工業協同組合が発行する証明書が必要です。漆器製品の購入先を通して、発行を受けてください。

- (5) 補助対象施設の営業許可書の写し

※管轄の保健所（または権限移譲市町村長）から発行された書類を御用意ください。補助対象施設が宿泊施設の場合は「旅館業営業許可書」の写しを、飲食店の場合は、「飲食店営業許可書」または「喫茶店営業許可書」の写し（いずれも有効期間内のもの）を提出してください。

- (6) 営業の事実を証する書類身分証明書の写し

※法人にあっては、直近決算期の決算書の写し。個人にあっては所得税申告に使用した青色申告決算書、収支内訳書または開業届出書の写し。（いずれも電子申告に関する書類や、收受印が確認できる文書など、税務署に提出した証明のあるものを提出してください。）

- (7) 秋田県湯沢市以外に本拠を置く法人および個人については、市区町村民税を滞納していないことを証明する書類（原本）

※市区町村民税の「完納証明書」など、本拠のある自治体から発行を受けてください。

※「完納証明書（滞納が無い証明書）」は、発行後おおよそ1週間以内のもの（原本）。

7. 補助金の申請書類の提出方法

次の宛先に送付してください。

- (1) 郵送の場合

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所産業振興部商工課 宛

- (2) 電子メールの場合

メールアドレス bussan-gr@city.yuzawa.lg.jp

※申請書を受理した場合は、必ず湯沢市から返信メールをお送りします。ただし、湯沢市のセキュリティフィルタ処理により、担当課側で電子メールを受信できない場合がありますので、申請後、数日経っても湯沢市から返信のメールがな

い場合は、必ず電話で担当課にお問い合わせください。

8. その他御注意いただきたい事項など

○川連漆器製品については、主に次の施設で展示販売を行っています。ぜひ実物を御覧になって、御検討ください。

・湯沢市川連漆器伝統工芸館

所在地 〒012-0105 秋田県湯沢市川連町大館中野142-1

営業時間 午前9時から午後5時まで（木曜日定休日）

電話 0183-42-2410

・伝統工芸青山スクエア

所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22 1F

営業時間 午前11時から午後7時まで

電話 03-5785-1301

○秋田県漆器工業協同組合では、御希望の方に川連漆器製品のカタログ（一部対象外製品を含む）をお送りしております。希望される方は、下記連絡先まで請求願います。

○補助金は、申請書類（添付書類も併せ、全てがそろったもの）の先着順に受付します。補助金予算には上限がありますので、申請前に電話やメールにて下記担当に御確認下さい。

【補助金に関するお問い合わせ・申請受付】

湯沢市役所 産業振興部 商工課

電話 0183-73-2135 または 0183-55-8186

メールアドレス bussan-gr@city.yuzawa.lg.jp

<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/45/5107.html>



【川連漆器製品に関する問い合わせ・申請相談】

秋田県漆器工業協同組合

電話 0183-42-2410

<http://www.kawatsura.or.jp/>

